

宍粟市がめざす地域クラブ活動

1. 自身の興味・関心に合わせた活動の選択



地域クラブに入り
たいけど塾にも
通いたい！

Aさん

月	学校	地域クラブ (スポーツ)
火		塾
水		地域クラブ (スポーツ)
木		
金		
土	地域クラブ (スポーツ)	塾
日		



スポーツと文化
芸術活動の両方
を楽しみたい！

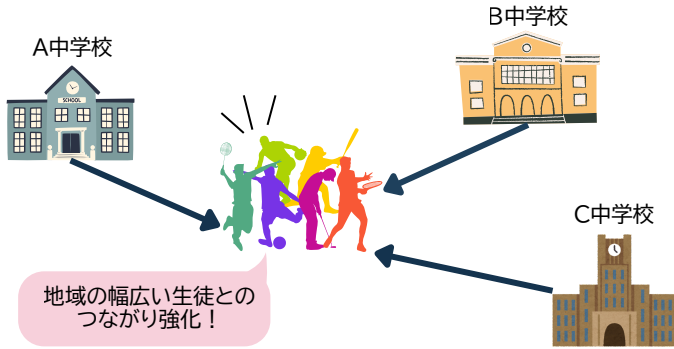
Bさん

月	学校	地域クラブ (スポーツ)
火		地域クラブ (文化芸術)
水		地域クラブ (スポーツ)
木		地域クラブ (スポーツ)
金		地域クラブ (スポーツ)
土		
日		

2. 幅広い世代との豊かな交流



3. 学校区の垣根を超えた仲間とのつながり



4. 引退のない継続的な活動



地域クラブ活動団体および指導者の確保に向けて

1. 地域クラブ活動団体の整備と認定

- ・想定される地域クラブ団体は、既存の少年スポーツ団体、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、文化芸術団体等に加え、新たに創設されるクラブ等、多様なものが想定されます。
- ・市は地域クラブ活動団体の認定に関する要綱を定めたうえで、認定要件(※1)を満たす団体を『認定地域クラブ』として、活動にあたり様々な公的支援(学校施設等の優先利用、大会やコンクールへの円滑な参加等)を行います。

(※1)地域クラブ活動に関する認定要件(「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」より)

- ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ②適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥適切な運営体制が確保されていること
- ⑦学校等との連携が適切に行われていること

2. 地域クラブ活動における指導者の確保と養成

- ・地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが大切です。
- ・指導者は学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、生徒の発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意するとともに、事故防止と安全確保に努める必要があります。

地域クラブの立ち上げについて興味のある方
指導者のひとりとして地域の子どもたちと関わりたいと思っている方

↓ 下記事務局へお気軽にご相談ください ↓

【事務局】
宍粟市まちづくり推進課
地域クラブ活動推進室
(しそカツ推進室)

TEL 0790-63-3123 FAX 0790-63-3064



chiikikurabu@city.shiso.lg.jp



https://www.city.shiso.lg.jp/

宍粟市地域クラブ活動

